原動機付自転車	イ　総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。）										一、五〇〇円
	ロ　二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの										一、五〇〇
	ハ　二輪のもので総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの										一、五〇〇
	ニ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの										一、八〇〇
	ホ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の十五で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの										二、七七五
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）										二、七〇〇
	三輪のもの	乗用									
		営業用									
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの								二、三二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの								二、九二五
	四輪以上のもの	乗用									
		営業用									
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの								四、一二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの								五、一七五

原動機付自転車	イ　総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（ニに掲げるものを除く。）										一、五〇〇円
	ロ　二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの										一、五〇〇
	ハ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの										一、八〇〇
	ニ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の十五で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの										二、七七五
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）										二、七〇〇
	三輪のもの	乗用									
		営業用									
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの								二、三二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの								二、九二五
	四輪以上のもの	乗用									
		営業用									
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの								四、一二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの								五、一七五